

泉区歯科医師会選挙規定

Izumi Dental Association

IDA

泉区歯科医師会

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規定は、泉区歯科医師会（以下「本会」という。）会則第13条及び第16条に定める本会役員及び出向代議員の選任に関し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 本会会則第5条に定める正会員は、全ての選挙及び被選挙の権利を有する。

(選挙管理委員会)

第3条 本会は、選挙管理委員会を設置する。

2項 本委員会は、候補者が定数を超える場合に理事会の要請を受け、選挙に関する一切の業務を管理執行する。

(選挙管理委員会の組織)

第4条 選挙管理委員会は、本会会則第5条に定める正会員のうち本会会則第12条に定める役員を除く3名（以下、選挙管理委員という。）をもって組織され、委員長及び副委員長各1名を委員が互選する。

(委員の選出と任期)

第5条 選挙管理委員の選出は、理事会で実施され、会長により委嘱される。

2項 選挙管理委員会の任期は、本会の役員の任期と一致しない2年とし、7月1日に始まり翌々年6月30日に終わる。また、任期満了後の再任は、妨げられない。

(告示)

第6条 本会は、役員の任期が満了する数か月前に公募を実施し、告示する。

2項 立候補者は、5名以上の推薦人の推薦書を添付した立候補者届を受付開始から1週間以内に本会へ提出する。

3項 本会は、受付締切りの翌日に立候補者を開示する。

(届出書類)

第7条 第6条に規定する立候補者届には、様式及び届出方法の定めはない。

2項 当該届を簡易書留等で送付される場合は、署名及び締切り当日までの消印を必要とする。

3項 当該届を電子メールで送信される場合は、予め本会に登録されたメールアドレスからの送信とする。

(選挙の実施)

第8条 第6条に規定する告示の結果、候補者が定数又は定数に満たない場合は、選挙を行わない。

2項 候補者が定数を超えた場合は、第3条2項の規定により選挙を行う。

3項 前項により選挙を行う場合、候補者演説等は選挙期日の前日までとする。

(投票の方法)

第9条 投票は、投票所での投票又は郵送若しくは通信等により実施される。また、本会は、その方法を都度理事会で協議し、決定する。

(選挙期日)

第10条 投票日は、第6条に規定する告示から2か月以内とする。

2項 選挙管理委員会は、第6条3項に規定する立候補者の開示を受けて投票の日程、場所及び方法を開示する。

(投票)

第11条 投票は、選挙権を有する者が候補者の氏名を自書し、実施される。ただし、代理人による投票は認められない。

2項 会長選挙の投票は、単記無記名で実施される。

3項 出向代議員選挙は、単記無記名又は定数連記無記名で実施される。

(開票)

第12条 選挙管理委員会は、投票終了後可及的速やかに開票を実施する。

(投票の無効)

第13条 選挙管理委員会が無効と判断したものは、無効とされる。

(当選者の決定方法)

第14条 会長候補の当選者は、得票数が最高の者とする。

2項 出向代議員候補の当選者は、得票数が最高の者から定数に応じて順次決定される。

3項 会長選挙において得票数に同数の者が生じた場合は、得票数同数の候補者と理事会で協議し、決定する。

4項 出向代議員選挙において得票数に同数の者が生じた場合は、理事会で協議し、決定する。

(当選者の確定)

第15条 選挙管理委員会の委員長は、投票の終了後に可及的速やかに選挙管理委員会を開いて票数を確認し、当選者を確定しなければならない。

(当選者の決定及び効力)

第16条 委員長は、当選者の確定後、その結果を有権者に報告する。

(辞任)

第17条 当選者は、正当な事由がない限り辞任することはできない。

2項 当選者が辞任を希望する場合は、理事会で協議し、承認を得なければならない。

(選挙録)

第18条 選挙管理委員会は、選挙録を作成し、総会で承認を得た新たな会長に提出する。
当該会長は、選挙録を2年間保管する。

(不正行為)

第19条 不正な方法又は行為により当選した者は、当選を無効とされる。

(規定の変更)

第20条 本規定の変更は、本会会則第18条に定める総会の議決を要する。

付則

施行 令和3年4月1日